

指 定 管 理 者 管 理 運 営 状 況 検 証 調 書 ①

令和7年7月17日

施設名	香川県公洲森林公園	所在地	高松市東植田町1210-3
施設所管課	香川県環境森林部森林・林業政策課	施設所管課 連絡先	総務・指導グループ 087-832-3455
指定管理者名	公益財団法人かがわ水と緑の財団	指定期間	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日

1 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	(1)施設の維持管理に関すること。 (2)施設の運営に関すること。 (3)利用促進に関すること。 (4)その他施設の管理運営に必要な事項に関すること。	県からの委託料	令和3年度 55,550千円 令和4年度 55,550千円 令和5年度 55,550千円 令和6年度 55,550千円 令和7年度 55,550千円
---------	--------------------------------------------------------------------------------------	---------	----------------------------------------------------------------------------------------

2 施設の利用状況等

利用者数 (稼働率)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	6年度	64,460	44,050	31,520	31,500	33,200	39,890	52,440	46,710	29,630	31,950	31,690	55,590	492,630
5年度	59,860	35,330	30,000	26,540	24,510	29,820	48,350	43,760	25,350	27,530	29,350	43,420	423,820	
4年度	74,270	41,840	33,160	30,530	29,420	30,840	48,500	49,500	24,710	28,120	31,560	67,170	489,620	
3年度	51,250	22,210	25,630	30,440	11,680	0	52,880	52,100	30,500	33,210	35,030	63,410	408,340	
2年度	48,450	29,430	30,280	28,670	26,580	34,220	48,930	53,410	39,090	35,400	45,200	73,660	493,320	
導入前	97,000	37,000	20,000	12,000	13,000	14,000	36,000	33,000	9,000	11,000	10,000	20,000	312,000	

利用料金収入 (使用料)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	非徴収					利用料金は徴収していない。								

3 利用者からの意見への対応

利用者意見の把握方法	・入園者に対するアンケート調査及び二子山展望所に備えている登山記録簿等で利用者意見を把握。
------------	-----------------------------------------------

利用者からの積極的な評価
・毎年アンケート（200名程度）を実施しており、ほぼ全員が、「また利用したい」と回答。 ・季節の花が楽しめて良い。 ・気持ち良く散歩ができるので満足です。 ・歩きやすい。 ・年中歩きたい。 ・手入れがきちんと出来ていて、きれいである。 ・清掃がきちんと出来ている。 ・よく草刈りされている。

利用者からの苦情・要望	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の名前を書いてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・木製等の樹名板を増設した。
<ul style="list-style-type: none"> ・犬のリードを付けていない、フンの後始末をしていないなど、マナーが悪い。猫に餌やりをしている人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現認した場合には、本人に直接止めるようお願いしたほか、園内各所に掲示を行うとともに巡回等で更なるマナー向上に向けた注意喚起を継続実施している。
<ul style="list-style-type: none"> ・トイレを清潔にし、故障したらすぐに直してほしい。洋式化してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多客期（桜開花期やゴールデンウィーク等）には定期清掃時以外にも、適宜、清掃やトイレトペーパーの補充等を行うとともに、機器の故障や排水の詰まり等があった場合には、迅速に職員による確認、応急処置を実施し、必要な場合には早期に業者による修繕を行うなど、利用者が快適に利用できるように努めた。 ・県による洋式化が順次行われており、利用者に対して洋式化されていることを掲示等により案内した。

4 管理運営状況の評価

項目	細項目	指定管理者による自己評価	施設所管課の評価	人事課の評価
適正な管理運営の確保の状況	利用許可	<ul style="list-style-type: none"> 森林公園条例及び規則に基づき、適切に施設利用申請書の受理及び許可（R6：93件、R5：77件、R4：116件、R3：58、R2：91件）を行っている。申請時及び利用前に職員による丁寧な施設案内や利用上の注意事項等の説明に努めており、問題は発生していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用許可については、条例及び規則に則り、公正かつ平等に行っている。 利用に当たっては、事前に説明を行うことなどにより、トラブルは発生していない。 	A
	建物・設備の保守点検及び維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 県の仕様書や事業計画書等に基づき、適切に園内管理を行うとともに、水道施設等の管理にあたっては、定期点検等を確実に実施しており、修繕が必要な場合は適時、的確に対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書及び事業計画書に定められたとおり適切に点検が行われている。 	
	安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 1日4回、職員による園内巡回を行うとともに、多客期や荒天時には、巡回の回数を増やすなど、安全性の確保に努めている。 遊具については、指針に基づき製作者による定期点検と職員による日常点検を実施するなど利用者の安全を確保している。 「憩の家」「森林のギャラリー」等の施設は夜間の安全性を確保するため機械警備を委託している。 不測の事故等に備え、令和6年12月から公園全域を対象に施設賠償責任保険に加入している。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用頻度の多い遊具を中心に、点検業者による安全点検を年1回、職員による点検を週1回行っている。 継続した職員巡視を1日4回以上実施しているほか、状況に応じて巡回を増やすなど、柔軟な対応を行っている。 	
	物品・備品管理	<ul style="list-style-type: none"> 物品出納調書及び備品台帳により管理するとともに、県からの貸付物品については、貸付契約に基づき適正に管理し、毎年度その管理状況を県に報告している。 	<ul style="list-style-type: none"> 県からの貸付物品については、年1回照合検査を行うなど、適正に管理できている。 	
法令等の遵守等	法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令等を遵守するとともに、県の仕様書に基づき適正な指定管理業務に努めている。 再委託にあたっては、内容及び委託先について県の承認を受けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令を遵守するとともに、公洲森林公園管理運営業務仕様書に基づき、適正に業務を遂行している。 火気の取扱いなど公園の利用にあたっての注意事項を園内掲示板やHPで来園者に周知しているほか、野外炊飯場利用者には、別途口頭でも説明している。 	A
	職員配置	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の利便性や安全確保のため、年末・年始（12月29日～1月3日）以外は毎日、管理業務に必要な職員を常駐させており、樹木等の専門知識を有する者を配置している。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務所には樹木等の専門知識を有する職員を常駐させ、適正な運営に努めている。 	
	緊急時の体制	<ul style="list-style-type: none"> 全職員が緊急時連絡先を共有するとともに、「地震発生時の業務マニュアル」や「消防計画書」を策定し、責任者や担当者を決め、県への連絡、来園者対応などが適切に行える体制を整備している。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務所全体の庁舎管理については、県東部林業事務所と連携を図っている。 緊急時に備えて、指定管理者が独自にマニュアルを作成している。 	
	県の指示事項への対応	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに現地確認や資料の作成・提出、情報の提供等を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 県が指示したことについては、速やかに対応するとともに、必要な場合、写真などを用いて随時状況を報告している。 	
	個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法等を遵守するとともに、保有個人データの開示等の請求等に関する要綱及び個人データ取扱要領を定めて職員への周知徹底を図るなど、適正な取扱いに努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員に周知徹底を図り、法令等の遵守に努め、適切な対応ができている。 	

労働関係法令遵守の状況	労働関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の就業に関する「就業規程」及び臨時職員雇用条件通知書により労働条件を明示し、業務分担を明確にしている。 ・ 所定労働時間を定めるとともに、時間外・休日労働に関する協定を締結している。 ・ 給料支給日を定め、適切に賃金を支払っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業規程を定め、職員に周知している。 	A	A
利用者サービスの維持向上の状況	利用者数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車での来園が主であることから、毎日、駐車場での定時確認で利用者数を把握している。新型コロナウイルスまん延による増減はあったものの、利用促進に努めた結果、令和2～6年度の平均年間利用者数は約46万人で、直近の令和6年度は49万人を超え、指定管理導入前（31万人）と比較すると1.6倍に増加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者の運営努力により、導入前に比べて利用者は増加している。 	S	S
	利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の小中学校等への利用促進を呼び掛け、園内での体験活動を受け入れるとともに、森林のギャラリーにおいて、「野鳥の生態写真展」「樹木の実を採餌する野鳥写真展」等を開催するなど利用促進に積極的に取り組んだ。 ・ 園内の各種花木の開花情報を案内看板横に掲示するほか、高齢者等への車椅子の貸出、福祉施設の車両駐車スペースの確保等、利用者の利便性向上による利用促進に務めた。 ・ 隣接する「しっぽの森」や近隣の「ドングリランド」と連携して、それぞれの施設の来訪者に公淵森林公園の情報を提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の小中学校等へ活用を呼び掛けるなど利用促進に取り組んでいる。 ・ 高齢者等への車椅子の貸出や福祉駐車場の設置を行い、入園者の利便性向上に努めた。 ・ イベント時期には、東植田校区コミュニティ協議会とも連携を図り、警備員を配備するなど安全対策にも努めた。 		
	各種事業・プログラムの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間を通じた「家庭緑化教室」の開催や、園内管理で生じた障害木等を活用した「親子木工教室」、「草木染め教室」、「きのこ栽培体験教室」、「炭焼き体験教室」、記念植樹行事等を開催するとともに、東植田校区コミュニティ協議会等が開催する春の「さくらまつり」や、公淵菊花同好会が開催する秋の菊花展の支援などを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親子連れをターゲットにしたプログラムのほか、幅広い世代が参加できる体験型のプログラムを行うなど、自主事業等に積極的に取り組んでいる。 		

利用者サービスの維持向上の状況	利用者満足度調査	<ul style="list-style-type: none"> 毎年実施する来園者へのアンケート調査（約200名）や二子山展望所に備えた登山記録簿等により、利用者の意見を把握している。 アンケート調査等で苦情や要望があった課題については、県とも情報共有し、対応策を検討している。 	<ul style="list-style-type: none"> アンケート結果からは、「また公園を利用したい」と答えた方が9割以上と、好印象を得ている。 	S	S
	苦情等への対応	<ul style="list-style-type: none"> 苦情への対応は丁寧に行い、速やかに対処、改善するとともに、指定管理者の権限を超えると判断されるものは、遅滞なく県に連絡し、判断を仰いでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者からの苦情に対しては、迅速に対応し、経過についても速やかに県に報告している。 		
	広報、PR、情報提供の実施	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の関心の高いサクラやチューリップ、アジサイ等の花木の開花状況や、さくらまつり、菊花展等のイベント情報を園内掲示やホームページ等でタイムリーに提供し、公園の利用促進と、サービスの向上に努めた。 森林及び花木に関する専門的知識と経験を有する職員を採用し、多様な利用者ニーズや利用形態（団体、学校、グループ、家族、個人等）に対応した情報提供・現地案内等を積極的に実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 園内のタイムリーな情報をホームページで提供したり、現地案内等を積極的に実施するなど広報、情報提供に積極的に努めている。 		
収支の状況	経費節減の取組	<ul style="list-style-type: none"> 職員で可能な修理、修繕等に積極的に取り組むとともに、委託している管理業務等の内容を適宜見直し、効率的な維持管理を図り、経費の縮減に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> こまめな消灯や消耗品の見直し等、経費節減への取組みを積極的に行っている。 	A	A
	収支の状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> 毎月、予算と執行状況の確認を行い、指定管理受託料の範囲で、事業費等の節減に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 適正に処理されている。 		
	会計処理の状況	<ul style="list-style-type: none"> H26年度からの公益財団法人化に伴い、公益法人会計基準に基づき適正に処理を行っている。 「現金収納事務処理要領」を定め、適正な現金の取扱いを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 適正に処理されている。 		

《評価指標》 S：従前の管理水準や仕様書等に定める水準を上回っている。
A：従前の管理水準や仕様書等に定める水準を実施している。
B：従前の管理水準や仕様書等に定める水準を概ね実施しているが、一部改善を期待する部分がある。
C：従前の管理水準や仕様書等に定める水準を下回っている。

総合評価	施設所管課の評価		S	S
	人事課の評価			
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> 協定書、仕様書に基づき、適正な管理運営に努めるとともに、労働関係法令等を遵守し、適正な業務遂行がなされていた。 4期継続した管理運営の中において、地域のコミュニティ等とも連携し、さくらまつりや菊祭りを盛会に開催するとともに、炭焼き体験や家庭緑化教室などの自主事業を通じて、利用者サービスの向上に努めたことは、大きく評価できる。 		S	S

《評価指標》 S：適正であり、優れた実績をあげている。
A：適正である。
B：概ね適正であるが、一部改善を期待する。
C：改善が必要である。